

第22回
年金記録回復委員会

日 時：平成23年3月8日（火）
18：00～

場 所：厚生労働省 9F 省議室

年金記録問題に関する諸事項の状況

- 名寄せ特別便に係るサンプル調査結果について 1
- 厚生年金等の旧台帳に係るサンプル調査結果について 7
- 被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せの実施状況 9
- 標準報酬等の遡及訂正事案に係る記録回復の状況 13
- 年金受給にできる限り結びつけていくための取組み 17

平成23年3月8日
日本年金機構

名寄せ特別便に係るサンプル調査結果について

1 サンプル調査の概要

(1) 目的

名寄せ特別便の1次名寄せ対象者（記録の期間が重複している者を除く）のうち、「訂正なし」又は「未回答」の方（約88万人）を対象に実施したフォローアップ照会（注）については、約8割の方が、名寄せされた未統合記録がご本人のものであると確認できたところ。

本サンプル調査は、フォローアップ照会の対象とならなかった方のうち、「訂正なし」又は「未回答」の方（約210万人）について実態を把握し、今後の対応の在り方について検討することを目的として実施。

（注）1次名寄せ対象者（氏名、生年月日及び性別がほぼ完全に一致）のうち、未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録との間に重複がない者について、年金事務所等において市区町村の協力も得ながら、個別にご本人に接触し、記録確認を行ったところ。

(2) 対象者

名寄せ特別便を送付した方のうち、以下の方から3千件を抽出。

- ① 1次名寄せ対象者で記録に重複がある者
- ② 2次名寄せ対象者（フルヤ→フルタニ、ソーンなどの漢字やカナの読み間違いなどを一致とみなす又は生年月日の±1日や元号を除外して年月日で一致とするなど条件を緩和して未統合記録と一致した者）

(3) 実施方法

サンプル調査対象者のうち、減額となるケースを除き、個別に電話、訪問又は文書にて未統合記録の一部の情報（加入制度、加入期間など）を伝え、ご本人の記録であるか否かを確認。

2 調査結果

サンプル調査対象者3,000人のうち、ご本人に接触できた2,262人の調査結果は以下のとおり。

調査対象者	接触できた人数	確 認 結 果	
		本人の記録と確認	本人の記録ではない
受給者	1,165人	28人 (2.4%)	1,137人 (97.6%)
加入者	1,097人	52人 (4.7%)	1,045人 (95.3%)
合 計	2,262人	80人 (3.5%)	2,182人 (96.5%)

《分析》

- ① 全体としては、ご本人の記録と確認できたのは3.5%（サンプル調査者3,000人に対しては2.7%）。
- ② これまで実施してきたフォローアップ照会は約8割の方がご本人の記録と確認できているのに対し、今回のサンプル調査結果では、大部分の方がご本人の記録ではないという結果となっている。仮にフォローアップ調査を実施すると、多くの場合（96.5%の方へ）、自身の記録ではない情報を提供することになると予想される。

（参考1）ねんきん特別便送付に伴い記録訂正された人の割合

- 全回答者に対する割合：11%
- 全送付者に対する割合：8%

（参考2）

- 約210万人のうち、2.7%（約5.7万人）の方の年金が増加とした場合の年金増加額（年額） 約21億円
- 約210万人に対し個別に電話、訪問又は文書による照会を行うとした場合の経費の見込み
 - ・ 概算費用 約107億円
 - ・ 1年間、毎日約1,900人、年金事務所1箇所当たり6人が専属で従事

4 今後の対応（案）

2次名寄せ対象者等については、以下の対応を検討することとする。

- ① 未統合記録について、「ねんきんネット」において、ご本人が自ら自身の記録を検索することができる仕組みを構築する（その際、2次名寄せと同様に、氏名や生年月日のあいまい検索を可能とする）
- ② 受給者については、今回のサンプル調査において、ご本人の記録であると確認できた事例（28ケース）のうち、5割（50%）が紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業により記録が判明する見込みであり、着実に対応を図る

（参考）

調査対象者		紙台帳とコンピュータ記録の突合せ により記録判明が見込まれる者
受給者	28人	14人（50%）
加入者	52人	7人（13%）
合計	80人	21人（26%）

- ③ 加入者については、新規裁定の裁定請求書受付その他の年金記録の相談時に、ご本人へ未統合記録の一部の情報（加入制度、加入期間など）を伝え、改めてご本人の記録であるか否かを確認（名寄せ便送付者は窓口の端末装置で確認可能）

(参考)

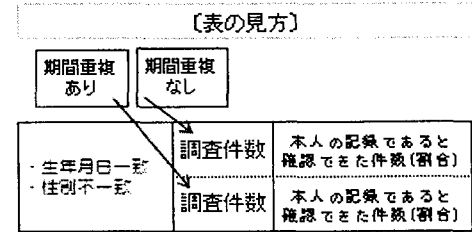
調査件数合計: 2,262 件
 確認できた件数合計: 80 件 (3.5%)

名寄せパターン別、フォローアップ照会に係る対象者見直しのためのサンプル調査結果

合計

氏名条件		緩和度合い					
		氏名条件					
		第一次名寄せ		第二次名寄せ			
		①カナ、漢字とも一致 ②カナ、漢字どちらかのみ一致 ③カナ、漢字の文字丸めを行い どちらか一致		・ソーン、ツーンなどを丸めて一致 ・漢字の読み間違い 「フルヤ・フルタニ」「サチコ・ユキコ」などを丸めて一致			
高	氏名条件	一次	・生年月日一致 ・性別一致	(フォローアップ済)		115	11 (9.6%)
				58	4 (6.9%)	119	2 (1.7%)
緩和度合い	氏名条件	第二次名寄せ	・生年月日一致 ・性別不一致	150	12 (8.0%)	70	1 (1.4%)
				149	11 (7.4%)	63	2 (3.2%)
		第二次名寄せ	・生年月日 ±1日で一致	263	2 (0.8%)	165	4 (2.4%)
				414	2 (0.5%)	254	3 (1.2%)
		第二次名寄せ	・元号除外し 年月日一致	119	16 (13.4%)		
				323	10 (3.1%)		
低	氏名条件	第二次名寄せ	・生年月日(上段) ・性別(下段)条件				

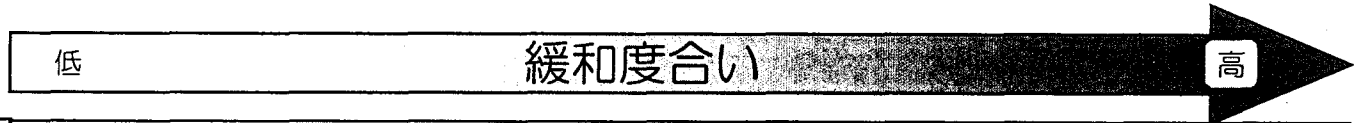
※上段は期間重複がないもの、下段は期間重複があるものを示す。



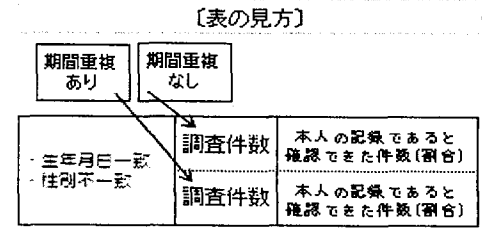
調査件数合計: 1,165 件
 確認できた件数合計: 28 件 (2.4%)

名寄せパターン別、フォローアップ照会に係る対象者見直しのためのサンプル調査結果

受給者



氏名条件 生年月日 性別(下段)		氏名条件					
		第一次名寄せ		第二次名寄せ			
		①カナ、漢字とも一致 ②カナ、漢字どちらかのみ一致 ③カナ、漢字の文字丸めを行い どちらか一致		・ソーン、ツーンなどを丸めて一致 ・漢字の読み間違い 「フルヤ・フルタニ」「サチコ・ユキコ」などを丸めて一致			
高	緩和度合い	一次	・生年月日一致 ・性別一致	(フォローアップ済)		59	8 (13.6%)
				24	0 (0.0%)	61	1 (1.6%)
低	緩和度合い	第二次名寄せ	・生年月日一致 ・性別不一致	88	6 (6.8%)	38	1 (2.6%)
				71	3 (4.2%)	33	1 (3.0%)
		・生年月日 ±1日で一致	95	1 (1.1%)	63	0 (0.0%)	
			222	0 (0.0%)	157	0 (0.0%)	
・元号除外し 年月日一致	0	0 (0.0%)					
	254	7 (2.8%)					



※上段は期間重複がないもの、下段は期間重複があるものを示す。

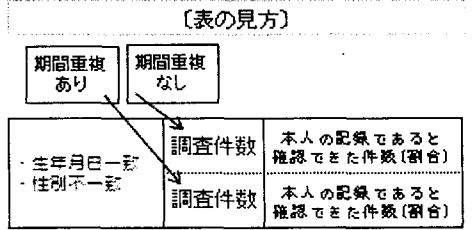
調査件数合計: 1,097 件
 確認できた件数合計: 52 件 (4.7%)

名寄せパターン別、フォローアップ照会に係る対象者見直しのためのサンプル調査結果

加入者



氏名条件		氏名条件				
		第一次名寄せ		第二次名寄せ		
生年月日 性別(下段)	氏名条件	①カナ、漢字とも一致 ②カナ、漢字どちらかのみ一致 ③カナ、漢字の文字丸めを行い どちらか一致		・ソーン、ツ→シなどを丸めて一致 ・漢字の読み間違い 「フルヤ・フルタニ」「サチコ・ユキコ」などを丸めて一致		
		(フォローアップ済)		56	3 (5.4%)	
高 緩和度合い 低	一次	・生年月日一致 ・性別一致	34	4 (11.8%)	58	1 (1.7%)
			62	6 (9.7%)	32	0 (0.0%)
	第二次名寄せ	・生年月日一致 ・性別不一致	78	8 (10.3%)	30	1 (3.3%)
			168	1 (0.6%)	102	4 (3.9%)
	第二次名寄せ	・生年月日 ±1日で一致	192	2 (1.0%)	97	3 (3.1%)
			119	16 (13.4%)		
	第二次名寄せ	・元号除外し 年月日一致	69	3 (4.3%)		



※上段は期間重複がないもの、下段は期間重複があるものを示す。

厚生年金等の旧台帳に係るサンプル調査結果について

1. サンプル調査の概要

(1) 対象者

厚生年金保険及び船員保険旧台帳の記録(1,466万件)のうち、基礎年金番号を保有していない等のため、いわゆるグレー便(※)の送付対象(約68万通)とならなかった記録について、住民基本台帳ネットワークとの突合せを行い3情報が一致した記録(7万件)から無作為に467件を抽出。

※グレー便とは、マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録とを3条件(氏名・生年月日・性別)による突合せをして一致した者に対して、平成20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付したもの

(2) 実施方法

サンプル調査対象者に対し、個別に電話、訪問にて旧台帳記録の情報(加入制度、加入期間など)を伝え、ご本人の記録であるか否かを確認。

2. 調査結果

(1) サンプル調査対象467人のうち、ご本人に接触できた315人の調査結果は以下のとおり。

接触できた人数	本人の記録と確認		本人の記録でない
	受給に結びつく可能性がある	受給に結びつかない(※)	
315	83 (26%)	164 (53%)	66 (21%)

(※) 受給に結びつかない理由

- ・今回見つかった記録以外に記録が無く、受給に結びつかなかった
- ・旧共済年金受給者であり、見つかった記録が1年未満のため通算老齢年金の対象とならない等

(2) 年金受給に結びついた事例の内訳

内容	人数
共済年金を受給中であり、受給要件を満たす(※)	77 (93%)
カラ期間と合算して受給資格期間を満たす	4 (5%)
他手番記録と合算して受給資格期間を満たす	2 (2%)
合 計	83 (100%)

※平成20年5月に送付した「年金記録の確認のお知らせ」(グレー便)を送付する際には、旧台帳の漢字氏名を利用し、共済年金受給者の基礎年金番号に係る記録と突合せを行ったが、共済年金受給者の記録の一部に氏名がカナのみのものがあったことから、当時の作業ではグレー便の対象とはならなかったもの。今般の住基ネットとの突合せにおいて住基ネットからカナ氏名の情報が取得できたことから、今回の作業では、対象となる共済年金受給者の把握が可能となった。

3. 今後の対応(案)

厚生年金等の旧台帳の記録と住基ネットとの突合せにより一致した記録(7万件)と共済年金受給者の基礎年金番号に係る記録との突合せを行い、一致した場合には、ご本人のものと思われる記録をお知らせすることを検討することとする。(23年度中実施目途)

被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せの実施状況

○本年1月末までに、被保険者記録と厚生年金基金記録が不一致であったものとして厚生年金基金又は企業年金連合会から調査依頼があったものについての第一次審査(平成22年4月より本格実施)の実施状況は、下表のとおり。

(平成23年1月末現在)

	23年1月末までの受付件数 (※1)	第一次審査終了(計594,452、うち受給権者179,615、被保険者414,837)							第一次審査未了
		紙台帳等が国のオンライン記録と一致 (国の記録「正」として基金等に回答)	紙台帳等が基金記録と一致				その他 (※3)		
			国の記録「誤」として基金等に回答(※2)	うち記録訂正済	「訂正不要」の申出あり又は受給者で減額となるため訂正しないもの	本人に記録訂正の要否を確認したが一定期間経過後も申出なし			
受給権者	569,342	150,932	18,719	13,035	12,049	4,939	745	9,964	389,727
被保険者	1,416,056	370,734	15,341	13,848	12,796	924	569	28,762	1,001,219
計	1,985,398	521,666	34,060	26,883	24,845	5,863	1,314	38,726	1,390,946

※1 一人につき複数の不一致の理由がある場合(氏名相違と標準報酬月額相違等)は、それぞれを1件と計上。

※2 基金番号相違等の年金額に影響しないものを含む。

※3 基金等から機構へ送付された時点で既に被保険者記録が訂正されており不一致が解消されていたもの等。

【処理促進のための主な方策】

○本事業については、工程表に沿った作業の進捗が図られるよう、以下のような対応を通じて処理促進を図る。

- ・各種便の処理が進んだことによる人員のシフト
- ・職員の新規採用
- ・東京、大阪(近畿ブロック)、広島(中国ブロック)において23年4月1日より拠点を集約化し、体制も強化した上で、集中的な処理を実施
- ・進捗管理の徹底

(参考)年金記録問題への対応の実施計画(工程表)(抄)

10 厚生年金基金記録との突合せ(地方組織・本部担当)

- 厚生年金基金等との連携を図りながら、22年4月からを目途に第1次審査を、22年10月からを目途に第2次審査を開始する。第2次審査については、24年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める。

【備考1】被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ作業について

○第一次審査

- ・ 国の被保険者記録と基金記録が不一致であったものとして基金又は企業年金連合会(以下「基金等」という。)から調査依頼があったものについて、機構において、紙台帳等を確認。
- ・ 紙台帳等が基金記録と一致しており、被保険者記録を訂正する必要があると思われる場合は、原則としてご本人に確認の上、被保険者記録を訂正。ただし、受給者について記録訂正により減額となる場合は、減額をせず、事跡を残す。

○第二次審査

- ・ 第一次審査で被保険者記録が訂正されなかったものについて、基金等が行う適用事業所の人事記録等の調査結果を踏まえて記録訂正の対象となるかを判断し、必要なものは訂正する。

【備考2】被保険者記録と基金記録の不一致の状況（平成22年9月2日年金記録回復委員会提出資料より抜粋）

○被保険者記録と基金記録の不一致率 :約6.4%（企業年金連合会において確認済みの約2,812万件における不一致率（平成22年5月13日時点速報値））

・資格期間、標準報酬月額等の不一致 :約4.5%

}	連合会の記録が国の記録より高いケース	約2.3%
	連合会の記録が国の記録より低いケース	約2.2%
	年金額に影響がないケース	約0.1%

・氏名、生年月日、基礎年金番号の不一致 :約1.8%

○機構への調査依頼件数の粗い試算 :約260万件（厚生年金基金加入履歴を有するオンライン記録約4,000万件の6.4%として機械的に計算）

（注）上記実施状況の表では、一人（一オンライン記録）につき複数の不一致の理由がある場合はそれぞれを1件と計上していることに留意が必要。

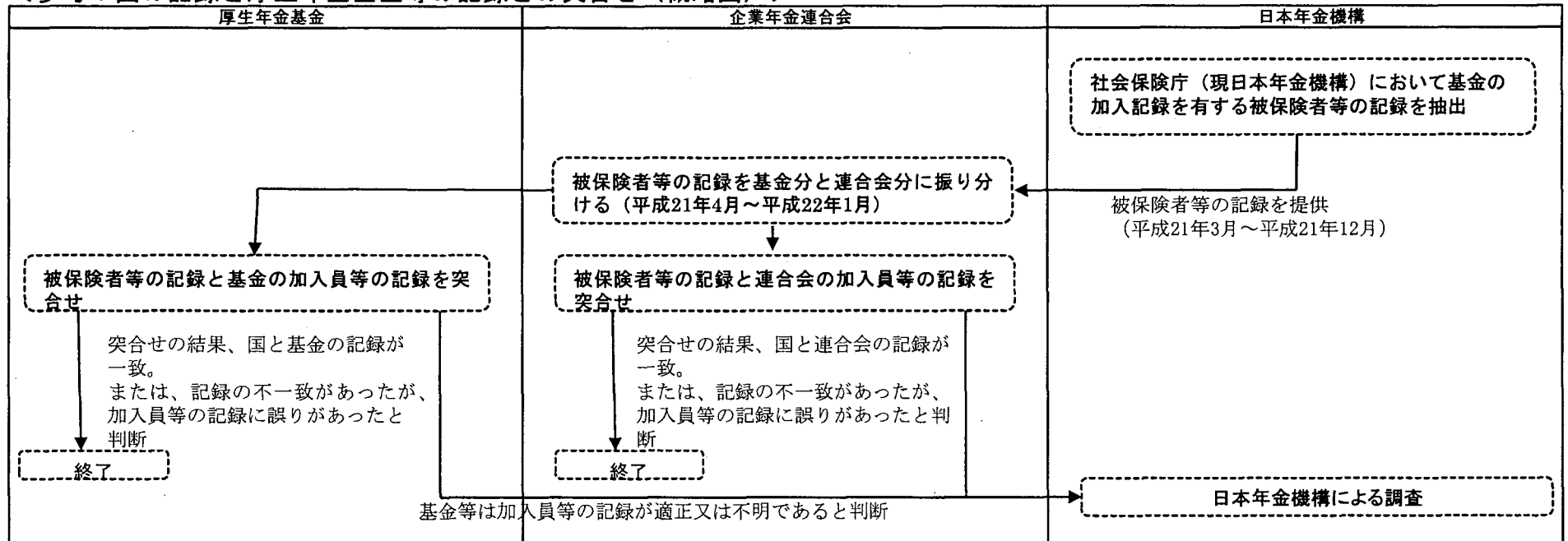
(参考)

国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せについて

<概要>

- 国の記録と厚生年金基金・企業年金連合会(以下、厚生年金基金等)の記録の双方の整合性を図るため、平成21年3月より社会保険庁(現日本年金機構)から厚生年金基金等に対して、被保険者等の記録の提供を行い、突合せを実施している。
 - ・ 日本年金機構から記録の提供を受けた企業年金連合会は、企業年金連合会分と厚生年金基金分の仕分けを行い、厚生年金基金に対し、被保険者等の記録の提供を行う。(平成22年1月に完了)
 - ・ 記録の提供を受けた厚生年金基金等においては、記録の突合せを行った結果、双方の記録が不一致の場合には、必要な調査・事業主等に対する確認等を行い、更に要すれば日本年金機構に対して調査依頼を行う。

<参考：国の記録と厚生年金基金等の記録との突合せ(概略図)>



(注) 突合せ項目は、次の通り

①基礎年金番号、②氏名、③生年月日、④性別、⑤異動年月日、⑥種別、⑦異動原因(取得、月・算定・喪失)、⑧標準報酬月額及び標準賞与額

標準報酬等の遡及訂正事案に係る記録回復の状況

(1) 約2万件の戸別訪問調査の対象者についての記録回復の取組み結果

- 約2万件の戸別訪問調査において、「従業員」であって、年金記録が「事実と相違」しており、「記録回復申立ての意思あり」との回答があった事案（以下「従業員事案」という。）・・・1,602件

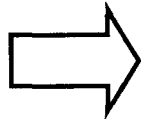
- この従業員事案1,602件については、平成22年6月末までに、年金事務所段階での処理を基本的に完了。平成22年6月末及び平成23年2月末の状況は下表のとおり。

	平成22年6月末時点 (注1)	平成23年2月末時点 (注2)
① 年金事務所段階における回復基準による記録回復 (②を除く)	583	586・・・A
② 第三者委員会によるあっせんを受けた者の同僚に係る記録回復	41	41・・・B
③ 第三者委員会に送付 → あっせん	674 (注3)	735・・・C
④ 第三者委員会に送付 → 非あっせん	62 (注3)	75
⑤ 第三者委員会に送付 → 審議中	90 (注3)	0
⑥ 記録回復の申立てを取り下げたもの	58	71
⑦ 繰り返し働きかけを行ったが記録回復の申立てがなかったもの	94	94
従業員事案合計	1,602件	1,602件

(注1) 平成22年7月27日に年金記録回復委員会へ報告したもの。

(注2) 平成22年6月末時点の数字をベースに、同時点において「⑤第三者委員会に送付→審議中」に該当していた事案(90件)の平成23年2月末時点での状況を反映させたもの。

(注3) 平成22年6月末時点において年金事務所が把握している状況。



○ 従業員事案 1, 602 件のうち、1, 362 件(*) (85%) が記録回復につながったところ。

*上表のA+B+C=1, 362件

○ また、627 件(*) (39%) が年金事務所段階での記録回復につながったところ。

*上表のA+B=627件

(参考) 約2万件の戸別訪問調査について

- ・ 標準報酬等の遡及訂正事案に関する対応の一環として、旧社会保険庁においては、以下の3条件のすべてに該当する記録(約6.9万件)を不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録としてオンライン記録から抽出し、このうち厚生年金受給者(約2万件)について、平成20年10月16日から、社会保険事務所職員等による戸別訪問を実施し、ご本人に記録確認を行っていただいたところ。
 - ①標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
 - ③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ・ この調査については、対象者と連絡をとることができないなど戸別訪問を実施することが困難な事例を除き、平成21年12月末までに終了し、その実施結果を、平成22年7月27日の年金記録回復委員会に報告を行った。

(2) 標準報酬等の遡及訂正事案に係る年金事務所段階における記録回復件数

	合計	平成20年12月の基準等 (注1)	平成21年12月の基準 (注2)	①、②の同僚事案	あっせん事案の同僚事案
		①	②	③	④
平成21年12月末 (累計)	996	505	—	210	281
平成23年1月末 (累計)	2,481 [1,422 (注4)]	644 [408]	356 [356]	683 [362]	798 [296 (注5)]
平成21年12月末 の件数との差	+1,485	+139	+356	+473	+517

(注1) ①平成20年12月の基準等・・・平成20年12月の基準（全喪日以後の遡及訂正事案であって、給与明細書等があるもの）及び平成21年5月の基準（同年12月から②の基準に移行）

(注2) ②平成21年12月の基準・・・約6.9万件該当（3条件すべてに該当）の従業員事案

(注3) []内の件数は、約6.9万件該当（3条件すべてに該当）の事案の件数

(注4) 一部推計の要素を含んだ件数（下記注5参照）

(注5) これまでに作成した同僚リストの状況から推計した件数

年金受給にできる限り結びつけていくための取組み

I 全体概況

1 年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対するお知らせ

○オンライン記録上25年の受給資格期間を満たしている(注)が、年金を受給していない方についてサンプル調査(平成21年12月公表)を行ったところ、受給資格期間を満たしていながら、そのことを知らなかった方が一定割合おられたこと等から、この「お知らせ」を送付し、年金の請求を促すこととしたもの。

(注)70歳までの保険料納付により25年を満たすことができる場合を含む。

○平成22年9月30日に、約6.5万人の方に送付。

○平成22年12月31日現在における「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況は、下表のとおり。

	合 計		69歳以下の方		70歳以上の方	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人)	64,678	100.0%	32,504	100.0%	32,174	100.0%
裁定された方(人)(注)	26,259	40.6%	8,260	25.4%	17,999	55.9%
うち、「お知らせ」送付後の平成22年10月1日以降に請求を行った方	15,066	23.3%	6,572	20.2%	8,494	26.4%

(注)旧法扱いの共済年金受給者で、新たに年金の請求ができる国民年金、厚生年金の加入期間がない方を含む(4,629人)。

2 70歳までの保険料納付により受給資格期間を満たす方に対するお知らせ

○上記1のサンプル調査の結果、70歳まで保険料を納付すれば受給資格期間を満たし得るにもかかわらず、そのことを知らなかった方が一定割合おられたこと等から、この「お知らせ」の送付により任意加入制度等について説明を行い、年金の受給につなげていこうとするもの。

○平成22年9月28日に、約1.6万人の方に送付。

○平成22年12月31日現在における「お知らせ」送付対象者の裁定の状況等は、下表のとおり。

	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人)	15,931	100.0%
国民年金に任意加入中の方(人)	476	3.0%
裁定された方(人)	3,474	21.8%
うち、「お知らせ」送付後の平成22年9月29日以降に請求を行った方	1,834	11.5%

3 オンライン記録上25年の受給資格期間を満たさない方に対するお知らせ

○オンライン記録上25年の受給資格期間を満たしていない方についてサンプル調査(平成21年7月公表)を行ったところ、合算対象期間(カラ期間)がある等により受給資格期間を満たすにもかかわらず、そのことを知らなかった方が一定割合おられたこと等から、この「お知らせ」の送付により注意喚起を行い、できる限り年金の受給につなげていこうとするもの。

○平成21年12月18日～24日に、約50万人の方に送付。

○平成22年12月31日現在における「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況等は、下表のとおり。

	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人)	499,399	100.0%
国民年金に任意加入中の方(人)	12,046	2.4%
裁定された方(人)	60,764	12.2%
うち、「お知らせ」送付後の平成21年12月21日以降に請求を行った方	47,403	9.5%

II 実施状況の詳細

1 年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対するお知らせ

(1)「年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対するお知らせ」の送付について

① 趣旨

年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対して、請求を促すための「お知らせ」を送付し、年金の受給につなげていくもの。

② 送付対象者(年齢は、平成22年9月30日時点)

社会保険オンラインシステム上の記録において、25年の受給資格期間を満たしていながら年金を受給していない69歳以上の方(注)であって、年金の全部又は一部の請求を行っていない方に対して、年金の請求を促す「お知らせ」を送付した。
(平成22年9月30日送付)

(注)68歳の方で平成23年4月までに69歳に到達する方を含む。

○ 送付対象者数: 約6.5万人 (69歳以下:約3.3万人、70歳以上:約3.2万人)

(内訳)

(ア) 年金を全く請求していない方(以下「全く未請求の方」という。)……………約2.3万人 (69歳以下:約0.8万人、70歳以上:約1.5万人)

(注)共済年金受給者で、国民年金、厚生年金の加入期間が全く未請求となっている方を含む。

(イ) 65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給していたが、65歳以降に老齢基礎年金・老齢厚生年金のいずれも請求していない方(以下「65歳以降未請求の方」という。)……………約0.2万人 (69歳以下:約0.1万人、70歳以上:約0.2万人)

(ウ) 65歳以降に老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給権を有しながら、いずれか一方のみを受給しており、他の一方を請求していない方(以下「一方のみ未請求の方」という。)……………約3.9万人 (69歳以下:約2.3万人、70歳以上:約1.6万人)

(2)「年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対するお知らせ」送付後のフォローアップ状況

①「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況(平成22年12月31日現在)

(注)「お知らせ」対象者の抽出は、平成22年6月21日時点で行ったことから、「お知らせ」を送付した同年9月30日より前にすでに裁定されていた方が一定数存在する。

<表A>対象者全体

	合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人) (注1)	64,678	100.0%	22,772	100.0%	2,440	100.0%	39,466	100.0%
裁定された方(人)	26,259 (注2)	40.6%	9,557 (注2)	42.0%	175	7.2%	16,527	41.9%
うち、「お知らせ」送付後の平成22年10月1日以降に請求を行った方	15,066	23.3%	2,422	10.6%	102	4.2%	12,542	31.8%

(注1)うち、不着件数 約2,700件。

(注2)旧法扱いの共済年金受給者で、新たに年金の請求ができる国民年金、厚生年金の加入期間がない方(以下「旧共済年金受給者」という。)を含む(4,629人)。

<表B>69歳以下の方の状況

	合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人) (注1)	32,504	100.0%	8,238	100.0%	813	100.0%	23,453	100.0%
裁定された方(人)	8,260 (注2)	25.4%	2,000 (注2)	24.3%	88	10.8%	6,172	26.3%
うち、「お知らせ」送付後の平成22年10月1日以降に請求を行った方	6,572	20.2%	1,149	13.9%	59	7.3%	5,364	22.9%

(注1)うち、不着件数 約800件。

(注2)旧共済年金受給者を含む(58人)。

<表C>70歳以上の方の状況

	合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
「お知らせ」送付対象者数(人) (注1)	32,174	100.0%	14,534	100.0%	1,627	100.0%	16,013	100.0%
裁定された方(人)	17,999 (注2)	55.9%	7,557 (注2)	52.0%	87	5.3%	10,355	64.7%
うち、「お知らせ」送付後の平成22年10月1日以降に請求を行った方	8,494	26.4%	1,273	8.8%	43	2.6%	7,178	44.8%

(注1)うち、不着件数 約1,900件。

(注2)旧共済年金受給者を含む(4,571人)。

② 「お知らせ」送付対象者の来訪相談状況(平成22年12月31日現在)

<表A>69歳以下の方

	合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)	32,504	-	8,238	-	813	-	23,453	-	
b. 年金事務所等への相談来訪者数(人)(注1)	7,230	100.0%	731	100.0%	201	100.0%	6,298	100.0%	
初 回 相 談 結 果	1 年金請求書(未支給年金請求書を含む)を受け付けた	2,708	37.5%	215	29.4%	82	40.8%	2,411	38.3%
	2 次回来訪以降、年金請求書(未支給年金請求書を含む)を受け付ける予定	1,897	26.2%	298	40.8%	46	22.9%	1,553	24.7%
	3 年金請求をもう少し遅らせることとなった	2,256	31.2%	115	15.7%	59	29.4%	2,082	33.1%
	4 遺族の方で未支給年金の請求対象者とならないことが判明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	5 相談を継続することとなった	138	1.9%	7	1.0%	5	2.5%	126	2.0%
	6 本人死亡	38	0.5%	19	2.6%	0	0.0%	19	0.3%
	7 行き違いで請求済み(注2)	193	2.7%	77	10.5%	9	4.5%	107	1.7%
	8 その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(注1)「お知らせ」を持参して来訪された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数。

(注2)旧共済年受給者を含む。

<表B>70歳以上の方

	合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方		
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)	32,174	-	14,534	-	1,627	-	16,013	-	
b. 年金事務所等への相談来訪者数(人)(注1)	7,350	100.0%	1,478	100.0%	180	100.0%	5,692	100.0%	
初 回 相 談 結 果	1 年金請求書(未支給年金請求書を含む)を受け付けた	5,162	70.2%	370	25.0%	135	75.0%	4,657	81.8%
	2 次回来訪以降、年金請求書(未支給年金請求書を含む)を受け付ける予定	955	13.0%	340	23.0%	26	14.4%	589	10.3%
	3 年金請求をもう少し遅らせることとなった	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
	4 遺族の方で未支給年金の請求対象者とならないことが判明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	5 相談を継続することとなった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	6 本人死亡	157	2.1%	132	8.9%	6	3.3%	19	0.3%
	7 行き違いで請求済み(注2)	1,071	14.6%	634	42.9%	12	6.7%	425	7.5%
	8 その他	4	0.1%	2	0.1%	1	0.6%	1	0.0%

(注1)「お知らせ」を持参して来訪された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数。

(注2)旧共済年受給者を含む。

③ 「お知らせ」送付対象者が年金請求をしていなかった理由(平成22年10月に年金事務所等へ相談来訪された方についての調査結果)

<表A>69歳以下の方

		合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方	
		人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
平成22年10月における年金事務所等への相談来訪者数(人)(注1)		6,627	100.0%	658	100.0%	187	100.0%	5,782	100.0%
年金未請求の理由	1 経済的に年金の必要性を感じなかったため	235	3.5%	38	5.8%	12	6.4%	185	3.2%
	2 請求方法を知らなかった	691	10.4%	88	13.4%	41	21.9%	562	9.7%
	3 これから請求するつもりだった	1,173	17.7%	107	16.3%	26	13.9%	1,040	18.0%
	4 請求することを忘れていた	465	7.0%	50	7.6%	24	12.8%	391	6.8%
	5 在職中であったため請求できないと思っていた	110	1.7%	29	4.4%	6	3.2%	75	1.3%
	6 繰下げ請求を考えていた	2,533	38.2%	191	29.0%	61	32.6%	2,281	39.5%
	7 70歳になると自動的に年金が支払われると思っていた	143	2.2%	7	1.1%	3	1.6%	133	2.3%
	8 現在受給中の年金がすべてだと思い込んでいた(注2)	870	13.1%	0	0.0%	0	0.0%	870	15.0%
	9 受給資格期間を満たすことを知らなかった	25	0.4%	25	3.8%	0	0.0%	0	0.0%
	10 年金に関心がなかった	48	0.7%	13	2.0%	2	1.1%	33	0.6%
	11 本人死亡により不明	35	0.5%	18	2.7%	0	0.0%	17	0.3%
	12 行き違いで請求済み(注3)	193	2.9%	77	11.7%	9	4.8%	107	1.9%
	13 その他	16	0.2%	9	1.4%	1	0.5%	6	0.1%
	14 回答が得られなかった	90	1.4%	6	0.9%	2	1.1%	82	1.4%

(注1)「お知らせ」を持参して来訪された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数。

(注2)「請求を繰り下げているとは思っていなかった」との回答を含む。

(注3)旧共済年受給者を含む。

<表B>70歳以上の方

		合 計		(ア)全く未請求の方		(イ)65歳以降未請求の方		(ウ)一方のみ未請求の方	
		人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
平成22年10月における年金事務所等への相談来訪者数(人)(注1)		7,205	100.0%	1,439	100.0%	178	100.0%	5,588	100.0%
年金未請求の理由	1 経済的に年金の必要性を感じなかったため	123	1.7%	35	2.4%	7	3.9%	81	1.4%
	2 請求方法を知らなかった	1,614	22.4%	273	19.0%	76	42.7%	1,265	22.6%
	3 これから請求するつもりだった	150	2.1%	26	1.8%	6	3.4%	118	2.1%
	4 請求することを忘れていた	1,440	20.0%	125	8.7%	35	19.7%	1,280	22.9%
	5 在職中であったため請求できないと思っていた	151	2.1%	36	2.5%	5	2.8%	110	2.0%
	6 繰下げ請求を考えていた	197	2.7%	23	1.6%	6	3.4%	168	3.0%
	7 70歳になると自動的に年金が支払われると思っていた	569	7.9%	15	1.0%	20	11.2%	534	9.6%
	8 現在受給中の年金がすべてだと思い込んでいた(注2)	1,385	19.2%	0	0.0%	0	0.0%	1,385	24.8%
	9 受給資格期間を満たすことを知らなかった	72	1.0%	72	5.0%	0	0.0%	0	0.0%
	10 年金に関心がなかった	73	1.0%	19	1.3%	2	1.1%	52	0.9%
	11 本人死亡により不明	149	2.1%	126	8.8%	6	3.4%	17	0.3%
	12 行き違いで請求済み(注3)	1,057	14.7%	627	43.6%	12	6.7%	418	7.5%
	13 70歳時請求案内があると思っていた	36	0.5%	7	0.5%	0	0.0%	29	0.5%
	14 病气療養中だったため	17	0.2%	5	0.3%	0	0.0%	12	0.2%
	15 その他	57	0.8%	27	1.9%	1	0.6%	29	0.5%
	16 回答が得られなかった	115	1.6%	23	1.6%	2	1.1%	90	1.6%

(注1)「お知らせ」を持参して来訪された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数。

(注2)「請求を繰り下げているとは思っていなかった」との回答を含む。

(注3)旧共済年受給者を含む。

(参考1)[詳細データ]「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況(平成22年12月31日現在)

(1)「お知らせ」を受け取る前に年金請求書を提出し、裁定された方を含めた裁定の状況(注)

(注)「お知らせ」対象者の抽出は、平成22年6月21日時点で行ったことから、「お知らせ」を送付した同年9月30日より前にすでに裁定されていた方が一定数存在する。

<表A>対象者全体の状況

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a.「お知らせ」送付対象者数(人)(注1)		64,678	22,772	2,440	39,466
b. 裁定された方(人)		26,259 (注2)	9,557 (注2)	175	16,527
bの 裁定月別	平成22年6月	672	544	4	124
	平成22年7月	1,698	687	28	983
	平成22年8月	1,460	469	16	975
	平成22年9月	1,259	394	15	850
	平成22年10月	5,177	769	36	4,372
	平成22年11月	8,979	1,301	43	7,635
	平成22年12月	2,385	764	33	1,588

(注1)うち、不着件数 約2,700件。

(注2)旧法扱いの共済年金受給者で、新たに年金の請求ができる国民年金、厚生年金の加入期間がない方(以下「旧共済年金受給者」という。)を含む(4,629人)。

<表B>69歳以下の方

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a. 「お知らせ」送付対象者数(人) (注1)		32,504	8,238	813	23,453
b. 裁定された方(人)		8,260 (注2)	2,000 (注2)	88	6,172
bの 裁定月別	平成22年6月	260	212	2	46
	平成22年7月	642	261	17	364
	平成22年8月	551	183	7	361
	平成22年9月	476	154	8	314
	平成22年10月	1,935	300	17	1,618
	平成22年11月	3,379	534	20	2,825
	平成22年12月	959	298	17	644

(注1)うち、不着件数 約800件。

(注2)旧共済年金受給者を含む(58人)。

<表C>70歳以上の方の状況

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a. 「お知らせ」送付対象者数(人) (注1)		32,174	14,534	1,627	16,013
b. 裁定された方(人)		17,999 (注2)	7,557 (注2)	87	10,355
bの 裁定月別	平成22年6月	412	332	2	78
	平成22年7月	1,056	426	11	619
	平成22年8月	909	286	9	614
	平成22年9月	783	240	7	536
	平成22年10月	3,242	469	19	2,754
	平成22年11月	5,600	767	23	4,810
	平成22年12月	1,426	466	16	944

(注1)うち、不着件数 約1,900件。

(注2)旧共済年金受給者を含む(4,571人)。

(2) 「お知らせ」送付後の平成22年10月1日以降に年金請求書を提出した方の裁定の状況

<表A>対象者全体

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)		64,678	22,772	2,440	39,466
b. 裁定された方(人)		15,066	2,422	102	12,542
bの 裁定請求書提出月別	平成22年10月	12,066	1,658	68	10,340
	平成22年11月	2,548	672	23	1,853
	平成22年12月	452	92	11	349

<表B>69歳以下の方

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)		32,504	8,238	813	23,453
b. 裁定された方(人)		6,572	1,149	59	5,364
bの 裁定請求書提出月別	平成22年10月	5,275	790	39	4,446
	平成22年11月	1,096	316	13	767
	平成22年12月	201	43	7	151

<表C>70歳以上の方

		合 計	(ア)全く未請求の方	(イ)65歳以降未請求の方	(ウ)一方のみ未請求の方
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)		32,174	14,534	1,627	16,013
b. 裁定された方(人)		8,494	1,273	43	7,178
bの 裁定請求書提出月別	平成22年10月	6,791	868	29	5,894
	平成22年11月	1,452	356	10	1,086
	平成22年12月	251	49	4	198

(参考2) 年金の請求を促すための取組み

1. 60歳到達の3か月前

- ① 60歳から特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方
→年金請求書(ターンアラウンド方式^(注))を送付〔平成17年10月より実施〕
(注)「ターンアラウンド方式」とは、あらかじめ年金加入履歴等が記載された年金請求書を当該被保険者へ送付し、手続きの簡素化を図るもの。
- ② 老齢基礎年金の受給資格期間を満たす方(上記①を除く)
→お知らせ(65歳から老齢基礎年金の受給権が発生すること、60歳～64歳の間でも請求により繰り上げて年金を受けられること等をお知らせするもの)を送付〔平成17年10月より実施〕

2. 65歳到達の3か月前

- ① 特別支給の老齢厚生年金の受給権がありながら未請求の方
→年金請求書(ターンアラウンド方式)を送付〔平成17年10月より実施〕
- ② 65歳から初めて年金の受給権が発生する方
→年金請求書(ターンアラウンド方式)を送付〔平成17年10月より実施〕

3. 65歳到達月の前月末

- 65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給していた方
→年金請求書(ハガキによる簡便なもの)を送付〔平成3年3月より実施〕

4. 69歳到達月

- 年金の受給権がありながら未請求の方 ((ア)全く未請求の方、(イ)65歳以降未請求の方、(ウ)一方のみ未請求の方)
→年金の請求を促すお知らせを送付〔平成23年5月より実施予定〕

5. その他

- 年金の請求漏れが生じやすい5つの事例に関する周知広報(ポスター、リーフレットを活用)〔平成22年10月より実施〕
(注)「5つの事例」……年金の加入期間が25年未満の方、年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方、厚生年金の加入期間のある65歳以上の方、厚生年金の加入期間のある方で「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方、60歳以上で会社にお勤めの方

2 70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対するお知らせ

(1)「70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対するお知らせ」の送付について

① 趣旨

70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対して、合算対象期間(カラ期間)や任意加入制度等について説明を行い、年金事務所等への相談を促すための「お知らせ」を送付し、年金の受給につなげていくもの。

② 送付対象者

社会保険オンラインシステム上の記録において、70歳までの一定期間において保険料を納付することより25年の受給資格期間を満たす方のうち、平成22年1月1日時点で64歳以上の方に対して「お知らせ」を送付した。(現に年金を受給している方やすでに任意加入をしている方を除く。)(平成22年9月28日送付)

○ 送付対象者数: 約1.6万人

(2)「70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対するお知らせ」送付後のフォローアップ状況

① 「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況等(平成22年12月31日現在)

※下表の「裁定された方」は、「お知らせ」を受け取る前に年金請求書を提出し、裁定された方を含む。(注1)

事 項		人数	構成割合
a. 「お知らせ」送付対象者数(人) (注2)		15,931	100.0%
b. aのうち、国民年金に任意加入中の方(人)		476	3.0%
c. aのうち、裁定された方(人)		3,474	21.8%
cの 性別、年齢別	うち、男性	414	
	年齢	64歳以下	209
		65歳以上	205
	うち、女性	3,060	
	年齢	64歳以下	2,723
		65歳以上	337
cの 裁定月別	平成22年8月	556	
	平成22年9月	683	
	平成22年10月	778	
	平成22年11月	788	
	平成22年12月	669	

(注1)「お知らせ」対象者の抽出は、平成22年8月15日時点で行ったことから、「お知らせ」を送付した同年9月28日より前にすでに裁定されていた方が一定数存在する。

(注2)うち、不着件数約1,900件。

(注3)年齢は、平成22年9月30日時点。

② 「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況等（平成22年12月31日現在）

※下表の「裁定された方」は、「お知らせ」送付後の平成22年9月29日以降に年金請求書を提出し、裁定された方。

事 項		人数	構成割合
a. 「お知らせ」送付対象者数(人) (注1)		15,931	100.0%
b. aのうち、任意加入中の方(人)		476	3.0%
c. aのうち、裁定された方(人)		1,834	11.5%
cの 性別、年齢別	うち、男性		231
	年齢	64歳以下	111
		65歳以上	120
	うち、女性		1,603
	年齢	64歳以下	1,407
		65歳以上	196
cの 裁定請求書 提出月別	平成22年9月		0
	平成22年10月		403
	平成22年11月		765
	平成22年12月		666

(注1)うち、不着件数約1,900件。

(注2)年齢は、平成22年9月30日時点。

③ 「お知らせ」送付対象者の来訪相談の状況(平成22年12月31日現在)

<表A>年金事務所等への相談来訪者数及び相談結果

		人数	構成割合
年金事務所等への相談来訪者数(注)		377	100.0%
相談結果の 確認状況別	a. 年金受給権有	205	54.4%
	b. 任意加入申込有	47	12.5%
	c. 年金受給権なし	53	14.1%
	d. カラ期間等確認中	72	19.1%

(注)「お知らせ」を持参された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数。

<表B>表Aにおいて、「a. 年金受給権有」となった方の判明契機(複数回答可)

	人数	構成割合
a. 期間短縮特例に該当	4	1.9%
b. 共済期間が判明	2	0.9%
c. 未統合記録が判明	43	20.2%
d. 第3号未届期間が判明	0	0.0%
e. 合算対象期間が判明	145	68.1%
f. その他(裁定済)	19	8.9%
合 計	213	100.0%

<表C>表Bにおいて、「e. 合算対象期間が判明」に該当する方の判明契機

	人数	構成割合
被用者年金の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間(昭和61年3月以前)	98	67.6%
学生であって国民年金に任意加入しなかった期間(平成3年3月以前)	4	2.8%
日本国籍を取得した方、又は永住の許可がされた方の取得・許可前の期間であって昭和56年12月までの在日期間	1	0.7%
日本人であって海外に居住していた期間	1	0.7%
厚生年金保険等の脱退手当金を受けた期間	33	22.8%
厚生年金保険等の被保険者及び共済組合の組合員期間のうち、20歳未満の期間又は60歳以上の期間	8	5.5%
合 計	145	100.0%

3 オンライン記録上25年の受給資格期間を満たさない方に対するお知らせ

(1)「オンライン記録上25年を満たさない方に対するお知らせ」の送付について

① 趣旨

社会保険オンラインシステム上の記録において、25年の受給資格期間を満たさない方に対して、合算対象期間(カラ期間)の有無などについての注意喚起を行い、併せて任意加入制度の周知を図るためのお知らせ(「年金の加入期間に関するお知らせ」)を送付し、できる限り年金の受給につなげていこうとするもの。

② 送付対象者

社会保険オンラインシステム上の記録において、25年の受給資格期間を満たさない方のうち、平成21年1月1日時点で63歳以上(注)の年金を受給していない方に対して「お知らせ」を送付した。
(平成21年12月18日から24日にかけて送付)

(注)この年齢未満の方については、平成17年10月以降、60歳到達の3か月前に同様のお知らせを送付しているところ。

○ 送付対象者数： 約50万人

(2)「オンライン記録上25年を満たさない方に対するお知らせ」送付後のフォローアップ状況

①「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況等(平成22年12月31日現在)

※下表の「裁定された方」は、「お知らせ」を受け取る前に年金請求書を提出し、裁定された方を含む(注1)。

事 項		(参考)前回報告 (平成22年7月31日現在)		今回報告 (平成22年12月31日現在)		前回報告からの増加数
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)(注2)		499,399	100.0%	499,399	100.0%	—
b. aのうち、国民年金に任意加入中の方(人)		—	—	12,046	2.4%	—
c. aのうち、裁定された方(人)		42,890	8.6%	60,764	12.2%	17,874
cの 性別、年齢別	うち、男性		6,272		9,373	3,101
	年齢	64歳	508		0	-508
		65歳～69歳	4,950		7,925	2,975
		70歳以上	814		1,448	634
	うち、女性		36,618		51,391	14,773
	年齢	64歳	1,185		0	-1,185
65歳～69歳		33,624		48,490	14,866	
70歳以上		1,809		2,901	1,092	
cの 裁定月別	平成21年10月		2,038		2,038	0
	平成21年11月		4,199		4,199	0
	平成21年12月		3,906		3,906	0
	平成22年 1月		3,408		3,408	0
	平成22年 2月		4,675		4,675	0
	平成22年 3月		5,055		5,055	0
	平成22年 4月		5,996		5,996	0
	平成22年 5月		3,910		3,910	0
	平成22年 6月		4,689		4,689	0
	平成22年 7月		5,014		5,014	0
	平成22年 8月		—		3,686	3,686
	平成22年 9月		—		3,973	3,973
	平成22年10月		—		3,624	3,624
	平成22年11月		—		3,657	3,657
平成22年12月		—		2,934	2,934	

(注1) 「お知らせ」送付対象者の抽出は、平成21年10月20日時点で行ったことから、「お知らせ」を送付した同年12月18日～24日より前にすでに裁定されていた方が一定数存在する。

(注2) うち、不着件数 約3万件。

②「お知らせ」送付対象者の年金の裁定の状況等(平成22年12月31日現在)

※下表の「裁定された方」は、「お知らせ」送付後の平成21年12月21日以降に年金請求書を提出し、裁定された方。

事 項		(参考)前回報告 (平成22年7月31日現在)		今回報告 (平成22年12月31日現在)		前回報告からの増加数
a. 「お知らせ」送付対象者数(人)		499,399	100.0%	499,399	100.0%	—
b. aのうち、国民年金に任意加入中の方(人)		—	—	12,046	2.4%	—
c. aのうち、裁定された方(人)		29,529	5.9%	47,403	9.5%	17,874
cの 性別、年齢別	うち、男性		4,593		7,694	3,101
	年齢	64歳	508		0	-508
		65歳～69歳	3,699		6,674	2,975
		70歳以上	386		1,020	634
	うち、女性		24,936		39,709	14,773
	年齢	64歳	1,185		0	-1,185
		65歳～69歳	22,852		37,718	14,866
70歳以上		899		1,991	1,092	
cの 裁定請求書提出月別	平成21年12月		1,264		1,264	0
	平成22年 1月		6,178		6,178	0
	平成22年 2月		4,908		4,908	0
	平成22年 3月		5,076		5,076	0
	平成22年 4月		4,339		4,339	0
	平成22年 5月		3,481		3,514	33
	平成22年 6月		3,339		3,728	389
	平成22年 7月		944		3,481	2,537
	平成22年 8月		—		3,562	3,562
	平成22年 9月		—		3,691	3,691
	平成22年 10月		—		3,937	3,937
	平成22年 11月		—		3,097	3,097
平成22年 12月		—		628	628	

③「お知らせ」送付対象者の来訪相談の状況(平成22年12月31日現在)

<表A>年金事務所等への相談来訪者数及び相談結果

事 項		人 数 (人)	構成割合
年金事務所等への相談来訪者数(注)		6,266	100.0%
相談結果の 確認状況	a. 年金受給権あり	2,005	32.0%
	b. 任意加入申込あり	316	5.0%
	c. 年金受給権なし	2,731	43.6%
	d. カラ期間等確認中	1,214	19.4%

(注)「お知らせ」を持参して来訪された方及び「お知らせ」を見て来訪されたと話された方の数

<表B>表Aにおいて、「a. 年金受給権あり」となった方の判明契機

事 項		人 数 (人)	構成割合
a. 期間短縮特例に該当		38	1.9%
b. 共済期間が判明		25	1.2%
c. 未統合記録が判明		185	9.2%
d. 第3号未届期間が判明		8	0.4%
e. 合算対象期間が判明		1,570	78.2%
f. その他(既に任意加入中)		69	3.4%
g. 不明		110	5.5%
合 計		2,005	100.0%

<表C>表Bにおいて、「e. 合算対象期間が判明」に該当する方の合算対象期間の種類

事 項	人 数 (人)	構成割合
被用者年金の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間(昭和61年3月以前)	1,303	83.0%
学生であって国民年金に任意加入しなかった期間(平成3年3月以前)	9	0.6%
日本国籍を取得した方、又は永住の許可がされた方の取得・許可前の期間であって昭和56年12月までの在日期間	28	1.8%
日本人であって海外に居住していた期間	17	1.1%
厚生年金保険等の脱退手当金を受けた期間	213	13.6%
合 計	1,570	100.0%

(参考) オンライン記録上25年の受給資格期間を満たしていない方に係るサンプル調査(平成21年7月 社会保険庁公表)の結果より

○ 調査対象者数: 1,628人(注)

○ うち、聴取できた方685人についての調査結果

(1) 受給資格期間を満たしていた方……………94人(13.7%)

(合算対象期間がある方等)

うち、①そのことを知っていた方……………62人(9.1%)

②そのことを知らなかった方……………32人(4.7%)

(2) 受給資格期間を満たしていなかった方……………591人(86.3%)

うち、①70歳までの間に国民年金に任意加入すれば、
受給資格期間を満たす可能性がある方……………66人(9.6%)

うち、ア)そのことを知っていた方……………42人(6.1%)

イ)そのことを知らなかった方……………24人(3.5%)

②その他の方……………525人(76.6%)

(注) オンライン記録上、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年に満たない方(70歳未満の方については、今後、保険料を納付することができる70歳までの期間について、納付を行っても25年に満たない方)であって、平成21年4月1日時点で62歳以上の方から抽出。

平成 23 年 3 月 8 日
日本年金機構

「ねんきんネット」サービスの開始について

1. 2月28日（月）から3月6日（日）までの一週間の利用状況

（単位：件）

ユーザーID 申し込み件数			記録照会件数				
26,182	新規申し込み	既 ID 保有者の 切り替え※	26,219	インターネット	市区町村	郵便局	年金事務所等
	17,158	9,024		25,574	199	73	373

※旧「年金個人情報提供サービス」のユーザーIDをお持ちの方が、「ねんきんネット」の新ユーザーIDに切り替えた件数

2. システム障害への対応

「ねんきんネット」サービス開始（2月28日午前9時）から、日本年金機構のホームページから「ねんきんネット」にログインしようとしてもページが開かない問題が発生

- ⇒① 同日午前11時、機構ホームページに、「ねんきんネット」のURLを直接入力すればアクセス可能である旨を掲載
- ② 同日午後7時からシステムを停止し改修作業を行い、同日午後10時から本来の稼動に復旧

遅延加算金請求勧奨ダイレクトメールの回答状況等について

平成 23 年 3 月 8 日
日 本 年 金 機 構

1. 趣旨

平成 21 年 5 月 1 日前に時効特例給付をお支払いした方については、ご本人様の請求に基づき遅延加算金をお支払いすることとなっているが、請求漏れを防ぐ観点から、一定の条件を満たす方について請求を勧奨するもの。

2. 送付対象者

時効特例給付が支払済であり、遅延加算金の支払いがない方（平成 21 年 5 月 1 日以降に時効特例給付の支給を受けた「経過措置対象者」を除く）のうち、遅延加算金の仮計算結果が 1,000 円以上の方。

3. 送付時期と対象者数

送付時期及び対象者数は以下のとおり。

送付日 : 平成 22 年 11 月 25 日
対象者数 : 232,818 件

（未送達件数は 1,195 件であり、住所履歴等を確認の上、再度送付）

4. 回答（請求書提出）状況

1 月 31 日現在において、216,701 件（約 93%）の提出あり。

5. 支払状況

1 月 14 日支払 19,053 件
2 月 15 日支払 179,013 件（累計 198,066 件）

6. 1,000 円未満者への周知

遅延加算金が 1,000 円未満となる者への周知については、全受給者あて送付する年一回の振込通知書（6 月送付）に周知文を掲載する予定。

第3号被保険者の記録不整合問題に対する今後の対応について

平成23年2月24日

厚生労働大臣

衆議院予算委員会で指摘を受けた第3号被保険者の記録不整合問題に対しては、以下のように対応する。

- 1 昨年12月15日の通知を受けて、裁定申請が出された者及び既に裁定が行われた者については、当面、対応を留保する（裁定に向けた事務処理や年金の支給は留保する）。
- 2 新たな裁定申請が提出された場合にも対応は留保する。
- 3 本件への今後の対応については、厚生労働大臣に助言を行う立場にある年金記録回復委員会に意見を求めるとともに、年金事業の実施状況等について総務大臣に意見を述べる立場にある総務省の年金業務監視委員会の見解を求めつつ、総務大臣と厚生労働大臣で協議し、厚生労働大臣が決定する。

以 上

第3号被保険者の記録不整合問題に対する今後の対応について

平成23年2月25日

厚生労働大臣

総務大臣

標題の件に対しては、以下の点に留意しつつ、速やかに検討し、厚生労働大臣が適切な結論を出す。

- ① 年金制度に対する国民の信頼を維持するためには、可能な限り正しい状態を追求する必要があること。
- ② 運用3号の対象者と対象者以外の間で扱いに不公平が生じること。
- ③ 運用3号の措置がなければ、対象者本人の予期せぬ年金給付額の引下げ等となり、混乱が生じること。
- ④ 本件の発生原因が、旧社会保険庁の事務手続き上生じた面があること（なお、記録の職権訂正や周知徹底について、行政に法的義務はない）。
- ⑤ 対象者の側にも、法律で定められた記録の訂正の届出を行わなかったという事情があること。
- ⑥ 本件（第3号被保険者の記録不整合問題）は、一昨年秋に旧社会保険庁職員に対して行ったアンケートによって判明したものであること（今回の一連の対応は、それ以前の状況に比べると、状況を改善する対応であること）。
- ⑦ 既に受給権が発生している高齢者を含め、過去全ての期間に遡って、国民全員の記録の齟齬を確認することは事実上困難であること。

以 上

第 3 号被保険者の記録不整合問題に対する今後の対応について
(大臣談話)

平成 23 年 3 月 2 日

厚生労働大臣

第 3 号被保険者の記録不整合問題（以下、本件）は、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者制度が創設されたことに端を発している。

第 3 号被保険者制度は、被保険者に届出義務があり、届出によって年金受給権を得るものである。

本件は、被保険者自身が法律で定められた資格変更等の届出を行っていなかったこと、制度の周知徹底や届出漏れがあった場合の旧社会保険庁の対応が不徹底であったこと、被保険者の裁定請求時に旧社会保険庁が配偶者記録との照合作業等の事務を的確に行っていないこと等に起因している（詳細は別紙参照）。

本件対象者は相当の人数に及ぶ可能性があり、既裁定者（年金受給者）の記録不整合を補正する場合には年金給付額の減額等の影響が出るほか、保険料を遡及して納付することを認める場合でも、既裁定者や被保険者の資力が十分でないために年金給付額の減額等の影響が発生すること等が想定される。

本件は平成 21 年秋に旧社会保険庁職員に対して行ったアンケート調査によって明らかになり、その後、厚生労働省内で対処策を検討し、年金記録回復委員会の助言も受けて、昨年 3 月 29 日に「運用 3 号」による対応を決定した。

本年 1 月 1 日から「運用 3 号」の対応を開始したが、「運用 3 号」の妥当性について、年金業務監視委員会において意見が提示されたことに加え、衆議院予算委員会においても指摘を受けた。このため、2 月 24 日に「運用 3 号」の対応を留保することとした。

その後、2 月 28 日に開催された総務省の年金業務監視委員会に厚生労働副大臣が出席し、これまでの経緯等について説明した。

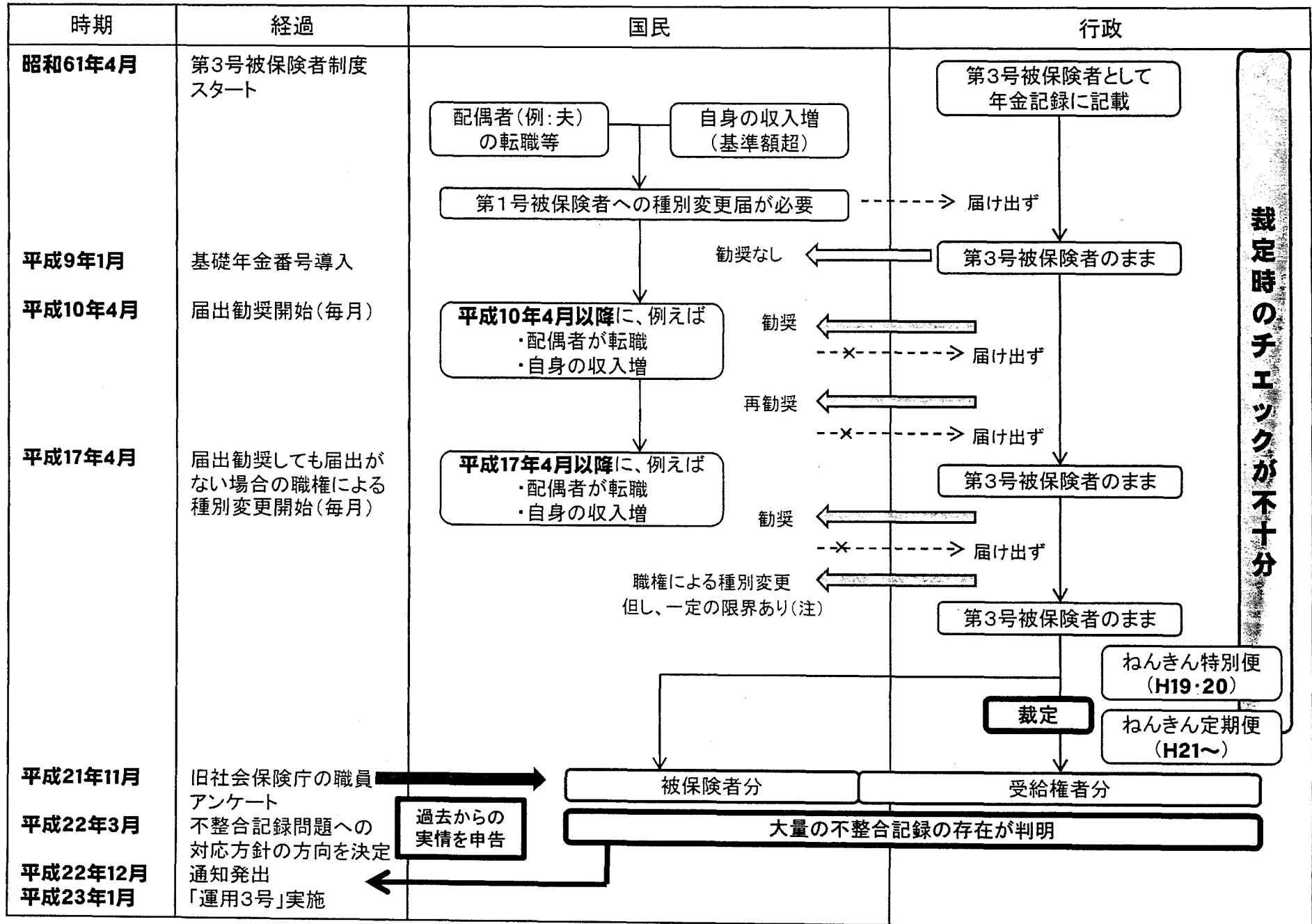
また、昨日（3 月 1 日）、官邸において、官房長官、総務大臣と意見交換を行うとともに、総務大臣からは、年金業務監視委員会委員長が遅くとも 3 月末を目途に同委員会としての見解を総務大臣に具申する考えである旨、報告を受けた。

こうした状況下、本件への今後の対応については、公平性の観点と救済の観点から 2 月 25 日に厚生労働大臣と総務大臣で整理した 7 つの点を踏まえて、厚生労働大臣に助言を行う立場にある年金記録回復委員会に意見を求めるとともに、年金事業の実施状況等について総務大臣に意見を述べる立場にある総務省の年金業務監視委員会の見解を求めつつ、総務大臣と厚生労働大臣で協議し、厚生労働大臣が決定する。

以 上

第3号被保険者制度を巡る経緯

(別紙)



(注)「健康保険組合に加入している夫の扶養から外れた者」及び「住所が特定できない者」については、対応できていない。

平成 23 年 3 月 8 日

総務大臣

片山 善博 殿

年金業務監視委員会

委員長 郷原 信郎

意 見

総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）附則第 20 条第 2 項に基づき、厚生労働省及び日本年金機構が行う年金業務の実施状況について、下記のとおり、意見を述べます。

記

当委員会は、厚生労働省が、平成 22 年 12 月 15 日付けで発した「第 3 号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第 1 号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて」（平成 22 年 12 月 15 日年管企発 1215 第 2 号年管管発 1215 第 1 号厚生労働省年金局事業企画課長及び事業管理課長連名通知。以下「課長通知」という。）に基づき実施された、年金記録上第 3 号被保険者とされている者に対する、「運用 3 号」と称する措置の適法性、妥当性について、平成 22 年度第 9 回（平成 23 年 2 月 16 日開催）及び第 10 回（平成 23 年 2 月 28 日開催）年金業務監視委員会において、ヒアリングを行うなど調査審議した結果、以下の意見を取りまとめた。

今後、「運用3号」及びこれに関連する施策について具体的・総合的な検討が厚生労働省において行われることになると思われるが、当委員会としてもその検討状況を注視し、引き続き必要な調査審議を行う。

1 結論

「運用3号」は、その内容が国民年金法(昭和34年法律第141号)に違反する疑いがある上、年金受給者間において著しい不公平をもたらすと考えられることから、廃止すべきである。

一方、年金記録上、既に第3号被保険者の資格を失っているにもかかわらず、第3号被保険者として記載されている者に対して何らかの対策を講じる必要があることも否定できないところであり、早急に、公平・公正な対策を検討し、必要な立法措置を講ずるべきである。

なお、「運用3号」の適用を受けることを申し出た者のうち、裁定未了の者については、「運用3号」の適用を行わず、正規の種別変更を行うこととし、既に裁定済みの者についても裁定の取消等の措置を検討すべきである。

2 理由

(1) 違法の疑い

「運用3号」は、事実と異なる年金記録に基づいて、年金保険料の支払期間の不足により国民年金の受給資格を欠く者等に対して、法律上行うことができない疑いがある年金給付、又は法律上想定している金額を超えた年金給付を行うことを、立法措置によらず、厚生労働省の課長通知によって画一的に認めるものであり、違法の疑いがある。

この点に関して、厚生労働省は、「運用3号」について、「年金記録を過去に遡って職権で訂正することは、多くの年金受給権者及び被保険者に不測の不利益を生じさせ、公的年金制度に対する国民の信頼をも損ねることになることから、あえて、現

状の年金記録を変更せずに尊重することにより、国民に大きな負担を強いることなく、現行の年金制度を運用しようとするもの」との理由により、運用として許容されるものとしているが、そもそも、年金記録は、年金受給権の内容を確定するための手段に過ぎないものであり、被保険者に年金受給の権限を付与するものではない。「年金記録の尊重」ということで年金支給の実態要件を変更することは許されない。

今回の「運用3号」を適用される年金記録上の「第3号被保険者」が、どのような経緯で、事実と異なる年金記録のまま現在に至ったのか、被保険者側に認識、悪意があったのかについて何らデータはなく、それらの者に「不測の不利益」が生じるというのは憶測に過ぎない。

このような措置をとることなく、第3号被保険者の資格を喪失しているのに記録上第3号被保険者となっている者に対して遡って職権訂正を行うことより、むしろ、今回の「運用3号」の措置をとることの方が、「公的年金制度に対する国民の信頼を損なう」ものであることは、後に述べるところからも明らかであり、実質的な観点から総合的に判断して「運用3号」は不適当な措置である。

(2) 実質的な不公平と不公正

「運用3号」は、被保険者、年金受給者間に著しい不公平をもたらす。

第一に、第3号被保険者の資格を失った後も、年金記録上第3号被保険者として記載されていたために、長期間にわたって国民年金の保険料が未納となっていた者に対して、第1号被保険者への種別変更の手続きを行い、長期間にわたって国民年金保険料を支払ったことによって年金受給権を取得した者と同様の年金受給資格を認めることは、保険料支払額と年金給付額とのバランスの面で不公平である。

第二に、「運用3号」の適用開始前に、年金記録上第3号被保

険者として誤って記載されていることを年金事務所、市区町村の年金窓口等で指摘され、既に第1号被保険者への種別変更手続を終えている者は適用されず、「運用3号」の適用開始後に種別変更を行った者は一律に適用されることで、同じような立場の被保険者に対して、僅かな時期の違いによって年金給付額の著しい違いが生じ、不公平である。

そして、重要なのは、「運用3号」の措置が、被保険者側が年金制度を理解し、正規の届出を行ったり、年金事務所、市区町村の担当者等が、正規の届出を行わせる方向で適切な措置をとったりした場合には適用されず、被保険者側が正規の届出を行おうとせず、年金担当者等からも正規の届出を行わせるための措置をとられなかった場合に適用されるという面で、著しい不公正を生じることである。

(3) 適用の判断の恣意性

「運用3号」は、平成22年3月29日に厚生労働省において、その方針が決定され、その9か月後の同年12月15日付けの課長通知によって、平成23年1月1日からの実施が指示されたものであるが、どの時点以降に受け付けた種別変更の届出について「運用3号」を適用すべきかについて明確な指示が行われていたとは認め難く、現場の裁量によって、恣意的に適用が判断されていた疑いがある。その原因は、本来、立法によってしか行い得ない措置を、運用に関する指示によって行おうとしたことにあると考えられる。

(4) 年金の制度及び運用への信頼崩壊の恐れ

上記のように、違法の疑いがあり、著しく不公平・不公正を生じる措置を、年金事務所等の現場に実質的に大幅な裁量を与える形で実行することは、被保険者側のモラルハザードを生じさせ、年金の制度運用に対する国民の信頼を著しく損なうことになりかねない。

遠い将来における年金受給のために、被保険者たる国民が長期間にわたって保険料を納付し続けることで成り立っている年金制度は、制度に対する国民の信頼なくして存立し得ない。その信頼そのものを崩壊させかねない「運用3号」については、速やかに廃止の決定を行うべきである。

3 参考事項

なお、当委員会の任務は、各種年金に関する厚生労働省及び日本年金機構の事務のうち「事業の実施」に関する事務について調査審議することであり、年金に関する制度の在り方は、直接的には審議事項には含まれない。しかしながら、今回の「運用3号」について、「他に手段がない」ことを理由に正当化しようとしてきた経緯を踏まえ、他の選択肢についても議論を行った。そこで、今後、厚生労働省において今後とられる措置の参考として、当委員会における議論に基づき「運用3号」の代替策についても、言及しておきたい。

そもそも、「運用3号」という方法が考えられた背景には、法改正を伴う措置をとることが困難との認識も影響していたと思料される。「運用3号」の措置をとることが決定された平成22年3月の時点における国会情勢等からは、法改正が容易に行えないとの認識を持ったことは、それなりにやむを得ない面もあったと思われるが、今回、この「運用3号」の問題が大きく報道され、国会でも取り上げられ、野党側からも、その措置の不当性が厳しく指摘されている現状、及び「運用3号」と同様の取り扱いが長年に亘り暗黙裏に放置されていたことについての政治全体の責任に鑑みれば、与野党の協力の下に、時限立法によって、既に時効が完成している保険料債権について幅広く特例納付を認めることや、保険料未納期間を「カラ期間」として保険加入期間に算入することを認める等の措置をとることも十分に検討に値するものと考えられる。

当委員会としては、国の側の対応が不十分だったために長期間

にわたって事実と反する年金記録が放置されていた被保険者に対する対策が公平で適法な手続によって行われることを強く望むものである。

年金業務監視委員会委員名簿

(委員長)

ごう はら のぶ お
郷 原 信 郎 名城大学教授、弁護士

(委員長代理)

たか やま のり ゆき
高 山 憲 之 一橋大学名誉教授

かた ぎり はる み
片 桐 春 美 公認会計士

くさ の みつ よ
草 野 満 代 フリーキャスター

きし むら ひで のり
岸 村 英 憲 横浜市健康福祉局副局長

むら おか よう いち
村 岡 洋 一 早稲田大学理工学術院教授

よし やま あつ こ
吉 山 敦 子 社会保険労務士

[計7名]

(敬称略)